

## 水道料金に関するQ&A

Q1 改定の実施や改定率はどうやって決まったのですか。

A1 外部の専門家や公的機関の代表、市民の代表で構成される「知多市水道料金等審議会」で、令和6年8月から4回にわたり「今後の水道料金のあり方」について審議を行い「平均改定率23.3%※の値上げが適当である。」との答申がありました。その後、令和7年6月市議会で知多市給水条例の改正が可決されたことにより、水道料金を改定することが決定しました。

※平均改定率は全体の改定率で、ご使用の口径・水量によって改定率は異なります。

Q2 水道事業に税金を充てることはしないのですか。

A2 水道事業は経営に必要な費用を水道料金収入で賄うこと（独立採算制）と法律で定められているため、原則、税金を充てることはできません。

Q3 改定した料金の適用はいつからですか。

A3 改定した水道料金は、定例検針の場合、令和8年7月に行う検針（6月・7月の使用分、請求は8月）から適用します。転居などに伴う中途検針の場合、8年6月2日以降に行う検針から適用します。

Q4 今回の水道料金改定で、当面改定されることはありませんか。

A4 今回の水道料金改定は、令和8年度～12年度の健全な水道事業経営を維持するためのものです。水道管や配水場など、水道施設の更新に備えるための財源確保に向けて、今後も適正な料金水準について継続的に検証します。

Q5 下水道使用料も一緒に改定されるのですか。

A5 改定は水道料金だけで、下水道使用料について変更はありません。

Q 6 水道管や配水場など、水道施設の更新をやめれば、経営は改善するのですか。

A 6 知多市の水道施設は老朽化が進んでおり、今後は、施設の機能維持の重要性が高まっていきます。老朽化が進むと、漏水が発生しやすくなり、安定した給水に支障が生じますので、市民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼします。また、今後30年以内の発生確率が80%とされている南海トラフ地震などの災害に備え、水道施設の耐震化も急務となっています。

水道は重要なライフラインであり、安定した水道サービスを提供していくために、水道施設の更新や耐震化などを計画的に行っていく必要があります。